

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

名称：中野郷保育園	種別：保育所	
代表者氏名：鈴木 裕江	定員（利用人数）：90名（92名）	
所在地：愛知県西尾市中原町新道1番地		
TEL：0563-56-8810		
ホームページ： <a href="http://www.sen-nen.or.jp/nurseryschool/nursery_nakano.html">http://www.sen-nen.or.jp/nurseryschool/nursery_nakano.html</a>		
<b>【施設・事業所の概要】</b>		
開設年月日：平成18年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 せんねん村		
職員数	常勤職員：14名	非常勤職員：14名
専門職員	（園長） 1名	（主任） 1名
	（保育士） 21名	（調理員） 2名
	（看護師） 2名	（通訳） 1名
施設・設備の概要	（居室数） 8室	（設備等）調理室・調乳室・遊戯室
		病後児保育室・職員室・プール

### ③理念・基本方針

#### ★理念

##### ・法人

こころ のびのび からだ いきいき いのち きらきら

##### ・施設・事業所

すべての子どもにとって最もふさわしい生活ができる環境を整え、生涯にわたる人間形成の基礎や生きる力を培う

#### ★基本方針

##### ○せんねん村運営方針

- ・いのちを大切にします
- ・暮らしを大切にします
- ・個性を大切にします
- ・気づきを大切にします
- ・資源を大切にします

##### ○中野郷保育園

- ・安全で豊かな保育環境を整え、五感を使って豊かな感性を育てる
- ・食事・睡眠・排泄・清潔など生活に必要な基本的な生活習慣を養い、自律心と生きる力を育てる
- ・集団生活の中で、いろいろな人とふれあい、思いやりの心や社会性を育てる

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

・西尾市域では一番長い、朝7時半から夕方19時半までの12時間開所。生後57日から就学前までの子の保育をして働く保護者への支援をしている。また、病後児保育事業や地域活動として子育て支援を行っている。

・長時間保育の利用者も多く、園児の70%が延長保育。その中でも19時半までの利用者も多く、園での生活が長期間・長時間になっている現状がある。そのため、親子行事は土曜日に行い、比較的参加しやすいように設定している。また、園外保育や、高齢者施設への訪問、専門講師を招いての運動遊びや英語遊びの時間を作り、様々な人との関わりを通して、刺激や経験を広げていくことに力を注いでいる。

・0～2歳児は特に入園の需要が多く、市内でも途中入園は難しい状況である。中野郷保育園は、定員は90名と少ないが、3歳児以上が定員割れしているのと、部屋数が多いため、0歳児は6名（年度によっては12名まで受入れ）、1歳児は20名（2クラス）、2歳児は18名（年度によっては2クラス：25名までの受入れ実績あり）の定員で受け入れをしている。

・西尾市は、トヨタ関連会社が多く仕事に恵まれているため外国籍の人や外国出身者が多く住んでいる。園の周辺も市営住宅やアパートが多く、日本国籍以外の住民も多い。そのため、外国籍の子を積極的に受け入れ、ポルトガル語の通訳を独自に雇用して保護者支援を行っている。また、多文化ルーム「KIBOU」（外国籍の不就学支援教室）とも連携し、ポルトガル語以外の翻訳・通訳の依頼や地域の外国籍の情報共有を行っている。

・園舎は古く、昭和50年の開園である。平成18年の民営化後15年目になる。今年度より2ヶ年計画で建替え準備を進めている。設計士と話し合いを密にし、職員全員で理想の間取りや、使いやすい保育室についての話し合いを重ねている最中で、木造の暖かい園舎が令和4年3月に完成する予定である。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 7月20日（契約日）～ 令和 3年 7月20日（評価決定日）  【令和 2年12月 9日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	4 回 （平成26年度）

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ◆園長の成長、職員の成長

現園長になって3回目の第三者評価受審である。平成23年度の初回は園長着任早々の受審であり、職員の力量にも課題があった。園長自らの思い通りの園運営を行うことができず、悔し涙の受審であった。その3年後の平成26年度の受審では、園長の3年間の頑張りが結果として保育実践に表れていた。3年前に未熟であった（若かった）職員のほとんどが離職することもなく、保育士としての成長が見て取れた。訪問調査の終了時、園長は自分自身への労いと職員に対する感謝の涙を流した。そして3回目となる今回の第三者評価受審では、園長の目に一粒の涙もない。堂々とした自信に満ちた園長の姿に、園長の成長の跡を見た。園長の強い指導力に牽引され、職員も大きく成長している。

##### ◆コロナ下にあっても

新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、園行事の変更を余儀なくされている。しかし、子どもの気持ちや期待を第一に考え、中止とせずに極力代替案で実施している。運動会では事前に保護者アンケートを実施し、家族の参観を2名に限定して規模縮小の運動会を行った。親子遠足は、職員と子どもだけでの実施とした。クッキング保育は取りやめとなったが、子どもたちはケーキ作りを楽しんだ。

◆対応力、適応力の高さ

園長を中心に、ベテランから中堅、若手と職員がバランスよく配置され、様々な問題に対しても対応力が高い。コロナ下でマスク、消毒液などが不足する問題が各地で発生したが、以前から在庫を十分に確保しており、対応に窮することはなかった。リスクマネジメントが構築されている賜である。日本語による意思の疎通が困難な保護者が多い中、園独自でポルトガル語の通訳を配置し、適切な保護者対応が可能となっている。

◇改善を求められる点

◆重点目標に具体的な目標数値の設定を

事業計画（「運営案」）の中に、「今年度の職員目標」として9項目の重点目標が設定されている。この重点目標は、法人理念や園の保育理念、保育方針に合致するものではあるが、具体的な到達点や数値目標等の設定がなく、努力目標（スローガン）的な色彩が強い。期中での進捗の確認・見直しや期末の最終評価（達成の可否判定）を可能とするためにも、重点目標の各項目に数値目標を設定することが望ましい。

◆職員の自立・自主性

何事においても園長中心に進められていることで、園運営には統一感があり、保育現場でも充実した保育が実践されている。しかし一方で、職員は園長への依頼心が強く、組織が機能する上での仕組みが構築されているかという点において、あと一步の状態である。職員の誰でもが同じように対応でき、取り組むことができるような仕組み作りを期待したい。子どもの自主性を育む必要性と同様に、職員にも自立・自主性を求めたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

受審する度、学ぶこと、気づくことが多く、強みや弱みも知ることができ、励みになります。初めての受審から3度目で、保護者アンケートも良い意見が多く、職員で読みあわせもしました。その結果から、「ではこうしよう」と、前向きな意見も多く出て、今年度の活動や、保護者への情報提供の方法も増えました。いただいた結果を前向きに受け止めて、足りないところをさらに学び、向上していこうと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人のゆるぎない理念である「こころのびのび からだいきいき いのちきらきら」に沿い園の保育理念や保育方針等に展開して保育実践につなげている。コロナ禍によって保護者への説明機会が減っているが、入園説明会前の個別の面談で1対1で詳細に説明している。理念・基本方針の周知に関しては、家族アンケートにおいても高い肯定回答（85%）が得られた。</p>			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市・保育課主導の園長会（施設長会議）があり、市から園運営に資する情報を得ている。地域には大手自動車メーカーの関連会社が数多く立地し、外国籍や外国出身の保護者を持つ子どもが多数通園している。それらの子どもの数は園全体の30%を占め、地域の産業や経済をも含めて園運営を取り巻く環境の把握に努めている。</p>			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園舎の老朽化、外国籍や外国出身の保護者への対応、新型コロナウイルス感染症への対応等が喫緊の課題である。園舎は新築建替えが決定し、既に工事に着工した。日本語による意思の疎通が困難な保護者には、今年度より専属の通訳が配置され、翻訳機・ポータークに加え大きな進展となった。コロナ下であっても園行事を中止とはせず、延期や規模縮小、代替え行事の実施等で対処している。</p>			

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「せんねん村 中・長期計画」があり、その中に当園の中・長期的なビジョンが含まれている。老朽化した園舎の建替え計画や将来的な定員増加計画、障害児保育の方向性等が読み取れる。法人全体の経営計画に則って策定されており、「オールせんねん村」の意識を持って策定されている。</p>			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・②・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画（「運営案」）の中に、「今年度の職員目標」として9項目の重点目標が設定されている。この重点目標は、法人理念や園の保育理念、保育方針に合致するものではあるが、具体的な数値目標等の設定がなく、努力目標（スローガン）的な色彩が強い。期中での進捗の確認・見直しや期末の最終評価（達成の可否判定）を可能とするためにも、重点目標の各項目に数値目標を設定することが望ましい。</p>			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園行事に関しては終了後の職員会議にて反省会を行い、また年度末の職員会議にては事業計画の評価、振り返りを行っている。これらから次年度に向けての課題や反省点等が抽出されれば、次年度の計画に反映させる仕組みがある。しかし、事業計画の重点目標に目標とする数値が設定されていないことから、見直しや最終評価が曖昧さを残すことは否めない。</p>		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑨ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>コロナ禍によって、今年度は園の事業（活動や行事等）が大きく変更されるケースが多い。その都度様々なツールを使って保護者に情報提供している。保護者の約3割は日本語圏以外であり、ブラジルやベトナム、フィリピン、インドネシア、パラグアイ等々である。文書を分かりやすい日本語に書き換え、多数を占めるポルトガル語圏の保護者には100%翻訳した文書を配付し、通訳も配置されている。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員全員が「目標・評価シート」を使って保育の質の向上に取り組んでいる。このシートを使って職員個々の資質の向上を図ってはいるが、そのデータを有効に活用（集計・分析）して、園全体の保育の質の向上を目指す取組みにはつながっていない。職員研修による質の向上に関しては、正規職員と非正規職員とのギャップ（研修機会の差異）を埋めることを課題として認識している。</p>		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画に掲げた9項目の「重点目標」（「今年度の職員目標」）の他に、「部署目標」や「個人目標」を定めて取り組んでいる。しかし、「部署目標」や「個人目標」は、職員それぞれの「目標・評価シート」から導き出されたものではない。「目標・評価シート」－「個人目標」－「部署目標」－「重点目標」の連動が図られることを期待したい。</p>		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<コメント> 「中野郷保育園運営規程」に園長の責務が明記され、「運営案」の中の「主な委員会活動内容」の園長の職務分掌が示されている。園長不在時の権限委任先は、「運営規程」や災害時の対応マニュアル等に「主任（主任保育士）」であることが記載されている。法人理事会での事業報告では、園の活動状況をパワーポイントを使って説明している。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	① ・ b ・ c	
<コメント> 新型コロナウイルスへの感染防止対策として、緊急事態宣言の発令に伴って一時的に「通園自粛」を保護者をお願いした時期があった。通園する子どもの少ない日を活用し、職員研修を実施した。児童虐待やネグレクト等の子どもの権利侵害に関する研修、個人情報の取り扱いやプライバシーの保護に関する研修等を行い、職員のコンプライアンス意識を高めることができた。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長に着任以来3度目の第三者評価受審であり、受審結果としての指摘事項や受審で得た気づきを改善活動につなげ、保育の質の向上に向けて意欲的に取り組んでいる。コロナ下にあっても子どもの最善の利益に配慮し、子どもや保護者が楽しみにしている園行事を安易に中止にはしない方針である。運動会、お祭り、親子遠足、クッキング保育等々が、形を変えて実施された。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<コメント> 保育業界においても「働き方改革」の流れが常態化してきており、5日間の法定有給休暇消化やサービス残業の撤廃、時間外労働の短縮、ワーク・ライフ・バランスを考慮した勤務体制の構築等々により、職員の業務負担の軽減策が講じられている。これらに園長が率先して取り組み、職員の理解・協力を得て業務改善が進行している。子どもの写真販売も、ネットの活用によって職員の負担軽減となった。			

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<コメント> 「せんねん村 中・長期計画」の中で、園の将来的な定員増員計画が示されている。法人に対する職員確保（採用、配属）の要求だけでなく、市に対しても保育の質を担保することを目的として様々な要求を行っている。法人や市（子供課、人事課）の理解を得て、クラス担任人数分の正規職員の雇用が認められ、ポルトガル語の通訳も配置された。職員の負担軽減による働きやすい職場づくりを推進している。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ② ・ c	
<コメント> 総合的な人事管理の主要な要素として「キャリアパスの構築」、「人事考課制度の運用」、「目標管理制度の確立」があり、この3要素が互いに連動していることが求められる。キャリアパスと人事考課制度に関しては構築途上である。目標管理制度は「目標管理・評価シート」を使って運用されているが、他の制度との連動が薄く、体系としての形を成すに至っていない。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>業務改善の主眼は、「職員の負担軽減」＝「働きやすい職場づくり」に置かれている。通訳・事務職員の配置により、職員の事務時間の確保が容易となった。有給休暇の取得は職位・職階による偏りはなく、サービス残業の撤廃や時間外労働時間の短縮にも目を向けている。男性職員が子育てのために休暇を取ったり、書類作成の苦手な職員が非正規職員として働く等、ワーク・ライフ・バランスへの配慮もある。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の育成を目的とした目標管理制度が運用されているが、「目標設定・評価シート」が有効に活用されていない。個人目標の設定、期中での進捗の評価・見直し、期末の最終評価と次年度へ向けての課題の抽出、これらの面談を「目標設定・評価シート」を間に介して実施することが望ましい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育の全体的な計画」の中に職員研修の方向性を示している。市が主催する階層別、職種別、業務別の研修と、入職後3年間の法人による研修、園独自の園内研修の3本立ての研修体系を組んでいる。今年度は、コロナ禍によって多くの研修が中止となった。研修履修後には「研修報告記録」が作成されているが、研修効果の確認・検証が実施されていない。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>コロナ禍によって多くの研修が中止となったが、一方で緊急事態宣言の発令によって通園自粛の措置を取ったため、通園する子どもの少ない日を選んで園内研修を実施した。市の人事課やこども課が計画する研修に加え、法人研修や園内研修等、職員が研修に参加する機会が多い。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>コロナ下ではあるが、保育実習生を1名受け入れた。「実習生受入れについて」を手順書として整備しているが、職員全員への周知が図られておらず、有効に活用されているとは言い難い。また、「実習生受入れについて」には、作成日（改訂日）の日付の記載がなかった。マニュアル等の文書には、最新版管理の原則から、作成日や改訂日を明記することが求められる。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人のホームページや園のホームページを使い、必要な情報を公開して事業運営の透明化を担保している。法人のパンフレットも、法人や各事業所の目指す方向性を分かりやすく伝えている。今後の課題としては、苦情情報（苦情の受け付け情報や苦情の内容、解決に至った経緯等）の公表の仕組みづくりである。園独自の課題とせず、法人としての対応が望まれる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の事務や経理、契約、取引、購買等は、法人のルールに従い、園長と主任が互いに内部牽制の機能を発揮しつつ執行している。3万円以上の物品購入に関しては「物品購入伺」で法人本部の決裁を仰ぎ、3万円未満の物品等の購入は園の小口現金から出勤している。県や市の行政監査においても、特段の改善指摘は受けていない。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;  「保育の内容に関する全体的な計画」の中に地域との関わりの基本姿勢を明記している。コロナ禍にあって地域交流の多くは中止、中断を余儀なくされているが、法人内の高齢者施設との交流は継続している。子どもの手紙に高齢者からの返信があり、高齢者が園を訪問することに進展した。クリスマス会では、子どもと高齢者がプレゼントを交換して楽しんだ。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;  「保育ボランティア・職場体験マニュアル」に沿ってボランティアを受け入れているが、コロナ禍によって今年度は受入れが低調である。中学生の職場体験学習の受入れに関しては、「職場体験ボランティア登録書」が作成されているが、その他のボランティアの受入れについては登録書を確認できなかった。マニュアルに沿っての取組を期待したい。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	③ ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;  老朽化した園舎の建替え工事が始まっており、仮住まいのプレハブの中に事務室がある。市の福祉マップを事務室に掲示して社会資源のリストとしていたが、事務室引っ越しの際に消失した。しかし、関係先は電話番号調で管理しており、福祉マップがなくとも用は足りている。子どもの権利侵害（虐待やネグレクト、身体拘束等）に関しては、市の家庭児童支援課や児童相談所との綿密な連携関係を築いている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	④ ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;  地域の各種団体の会合や会議に積極的に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努めている。市内の保育園の園長が集まる施設長会では、市から様々な情報が得られている。園周辺に一般の住居はなく、自動車産業に関連する工場等に勤務する外国籍や外国出身の保護者が多い。福祉ニーズの把握とともに、経済状況や景気動向にも注意を払っている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	⑤ ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;  経営母体は社会福祉法人であるが、系列に医療法人が経営する複数の医療機関があり、園の病後児保育の後ろ盾となっている。日本語による意思の疎通が困難な保護者や子どもに適切に対応するため、ポルトガル語に堪能な通訳を配置した。令和4年度からは、障害児保育の実施園になる予定である。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c	
<コメント> 外国籍の子どもが多数在籍している保育園という特徴上、子どもへの理解、尊重を重視している姿勢は、新人職員への研修を法人全体で行うなど、意識の高さが理解できた。ポルトガル語の通訳の配置は、子どもを理解する上で大きな進展となった。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ② ・ c	
<コメント> プライバシー保護等の権利については、法人全体で取り組んでいる。情報流失に関しては、職員一人ひとりから誓約書を取り、法人で管理が行われている。法人の新入職員導入研修に組み込まれており、園では子どもの権利擁護・権利侵害に関する研修は行われていない。今後、定期的な研修の実施が期待される。子どもの写真の販売は業者と契約し、プライバシーに配慮した誰もが安心できる対応である。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c	
<コメント> 民間保育園として、独自のリーフレットを作成している。現在、園舎の建替え工事中であるが、工事の工程等も記載されるなど、園の最新の情報を丁寧に提供している。			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	① ・ b ・ c	
<コメント> 外国籍や外国出身の保護者が多く、日本語による意思の疎通が困難な保護者も多い。ポルトガル語圏の国々（ブラジル等）やベトナム、フィリピン、インドネシア、パラグアイ等、日本語圏以外の保護者が約3割を占める。ポルトガル語の通訳を活用する他、翻訳機（ポケトーク）を使って説明を行っている。			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ③ ・ c	
<コメント> 市内転園の場合には、入園時の提出書類や面談の記録、入園後の健康の記録等を転園先へ送付している。転園や退園後の相談方法や担当者について、外国籍の保護者への説明は、通訳等も同席して実施している。ほとんどの場合が口頭で伝達されているが、それぞれの言語に翻訳した文書を配付することが望ましい。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① ・ b ・ c	
<コメント> 行事後に保護者アンケートを実施し、保護者からの意見や要望には職員間で話し合える環境もある。現状、園はベテラン職員や中堅職員、若手職員等が適材適所に配置され、どのような状況にも対応できる体制ができている。今回の受審に伴う保護者アンケートでも、満足度の高い回答が目立つ。			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	① ・ b ・ c	
<コメント> 苦情解撤の仕組みが確立していることが確認できたが、さらに、今年度から法人内で苦情等も含めた情報共有のための会議が月1回開催されることとなった。法人内の姉妹園と問題や課題等を共有することで、解決等も早期に進めることができるようになった。			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 意見ボックス等、直接的、間接的に保護者に対応できる環境はできている。しかし、現状は、間接的な意見ボックス等への投函はなく、園長や職員への直接的な意見や相談が主となっているのが現状である。これは、園長を中心に、園全体が統一感をもって相談等への対応を行っていることで、安心した強い信頼感に支えられていることの証であろう。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 意見や相談には、園長が中心となって対応している。意見や相談の内容によって、誰がどのように動くのか、対応マニュアルによって仕組みができている。また、法人内の姉妹園と情報を共有し、問題が起こる（意見・要望が出る）前に予防的に動くことができ、迅速に対応できる体制となっている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 年1回、外部業者にて遊具点検が実施されており、毎週金曜日に園全体の危険箇所はないか、チェックを実施している。当日も、「危険でないか」とのチェックがあった場所には職員が立つなど、職員全体に周知されている。また、個人情報保護の観点から、子どもの園での様子を伝える写真等は、園独自のネットで配信する等の配慮もなされている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt; コロナ渦において、マスクや消毒液等の不足が叫ばれていたが、園では在庫等を十分確保しており、特に問題となることはなかった。感染症対策も、職員会議等を通して確実に周知され、実践できている。感染症の予防に関しては、市の研修等を活用し、園でも定期的を実施できるような仕組み作りを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 年間の避難計画に基づき、毎回条件設定を変えて避難訓練を実施している。法人全体で、職員に緊急時のメール等で安否確認を月1回行っている。緊急時に、法人として、各事業所としてどのように動くのか、動けるのかを把握し、対応する仕組みができおり、組織的な取組みへの意識の高さが感じられる。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 各種のマニュアルの他に、適切な月週案の作成が確認できた。記入状況を園長、主任が確認し、丁寧にコメントを記入している。他の職員にもこの流れが浸透しており、園全体で月週案に沿った保育の実践が進められている様子が分かった。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 職員構成のバランスがとれており、若手、中堅、ベテランの職員が機能的に配置されている。様々な取組みでの問題点も保護者アンケートや職員の意見を上手く反映させ、問題なく進められている。課題としては、どのような状況（例えば新人だけ）でも対応できるよう、過去の状況を反映させ、起案書等に何を行うべきか予め記載しておく事が望ましい。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	① ・ b ・ c
<コメント> 障害のある子どもについては、アセスメントに基づいて「特別療育計画」を作成している。計画の作成にあたっては、市の白ばら園から専門家の訪問等支援を受けている。「保育の全体的な計画」～「クラスの指導計画」～「特別療育計画」の連動も図られている。計画から保育実践の流れが確立しており、計画通りに適切に進められている。			
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ b ・ c
<コメント> どのように計画の評価、見直しを行うかという流れが園全体で確立している。各クラスの指導計画の評価・見直しには園長、主任が積極的に関わっており、安定的に進めることが出来ている。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ b ・ c
<コメント> 記録の様式が統一されている。職員間の情報の共有化については、法人主導の危機管理のルールを順守しながら進めている。また、時差勤務のために職員全員が一堂に会して会議等に参加できない状況がある中で、独自の会員制のメール配信システムを活用し、情報の共有に努めている。			
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもの個人情報の管理については、法人全体での研修で取り組んでおり、園だけでなく法人全体に危機管理の意識の高さが感じられる。また、必要最低限のセキュリティも園内に設定・設置されており、情報漏洩等を防止するための体制が整備されている。			

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の目指す理念、方針、目標が掲げられており、「保育の全体的な計画」に織り込まれている。また、現在は園舎を建替え中であるが、そのことも数年前から計画的に市との協議を進めて実施している。子どもを取り巻く様々な環境や状況を盛り込んだ「保育の全体的な計画」を編成しており、保育への意識の高さがうかがえる。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園舎の建替え中であり、プレハブの仮園舎では様々な危険が潜むが、職員間で危険性を共有して様々な対策を講じている。特に、入り口やエントランスの段差、雨降りのぬかるみ等には注意を払っている。使用済みのおむつについては、帰園時に持って帰るのではなく園で回収して捨てており、保護者への配慮もみられる。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a・②・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域特性から、外国籍の子どもが多く在籍し、年度途中での入園もある。そのような場合、言葉が通じなかったり、生活習慣が把握できなかったりと、一人ひとりの子どもについての受容が十分にできないことがある。今年度より配属された通訳の職員等を有効活用し、それぞれの子どもの受容を確実にすることが期待される。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>3～5歳児の年間指導計画は5期に分けて策定されている。年齢や(5段階の)時期、発達段階に合わせて、基本的な生活習慣が身につくように計画立てている。子どもが基本的な生活習慣を身につけることを園独自の課題とせず、家庭との連携を重視して取り組んでおり、保護者の理解・協力も得られている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a・②・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが主体的に活動するための環境として、大きな障壁がある。1つは園舎の建替え工事による活動範囲の狭窄である。さらに、長期化している新型コロナウイルスの脅威である。様々な策を講じて子どもの主体的な活動を援助しているが、これまでの園での生活が大きく変化したデメリットは如何ともしがたい。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>環境整備については、SIDS(乳幼児突然死症候群)への対応としてセンサーを設置している。子どもの興味や関心に即座に対応できるよう、豊富な手作り玩具を用意している。保護者と綿密な連携を図り、適切な離乳食の対応が可能となっている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自我の芽生える時期であり、子ども同士で玩具の取り合いや口唇期の噛みつき事例も起こる時期でもある。それらがこの時期に普通に起こりうることを保護者にも説明し、職員は大きな問題(事故)に発展しないように注意している。園の周辺の公道が散歩道として整備されており、様々な探索活動が自然に行える環境である。養護担当職員が配置され、大きな戦力となっている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 異年齢との交流が自然な形で行われている。調査当日も園庭で4歳児、5歳児が職員の指示を受けることなく、自然な形で長縄飛びを行っていた。しかし、コロナ禍による外部との交流の希薄さは免れず、特に5歳児と小学校との交流は大きな制約を受けることとなった。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; コロナ禍による通園自粛の措置が取られた際に、通園する子どもの少ない日に合わせて外部講師を招聘し、障害についての理解を高めるための研修を実施した。障害ではないが、病後児保育を進めるなど、様々な問題を抱える子どもや保護者に関しての環境を整備しようとする努力が見られる。今後は、全ての保護者に対して、園の目指す障害児保育の方向性を周知させる取組みに期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 長時間保育は、専任の正規職員と非正規職員とで行われ、12時間（7時30分～19時30分）の保育環境を整備している。日中の担任からの引継ぎは「連絡簿」を通して行われ、保育の連続性に配慮している。また、長時間保育における指導計画案も作成されており、職員間の情報共有という点にも配慮している。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; コロナ禍によって、小学校との連携に支障が出ている。小学校と、これまで通りの交流や連携ができず、子どもや保護者が小学校以降の生活に見通しを立てることが難しい状況である。既に兄弟が小学校に通学している家庭はともかく、初めて小学校へ就学する子どもを持つ保護者には、不安を払拭するための園の取組みが望まれる。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 入園時のアセスメントで子どもの既往歴やアレルギーを把握し、職員間に周知を図っている。園での子どもの体調不良やけがについては、対応の手順に沿って保護者に連絡する仕組みがある。0歳児のSIDS（乳幼児突然死症候群）対策は、センサーの設置に加えて、午睡時には必ず職員を保育室に待機させるルールがある。病後児保育の実施園であり、子どもの健康管理に関する職員の意識は高い。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 内科医の健康診断が年間2回、歯科健診が年に1回実施されている。健診結果は紙面にて保護者に連絡し、治療が必要な子どもの関しては、医療機関への受診を勧めている。健診結果や家庭での医療機関への受診経過等を職員が把握し、園での生活面に配慮している。市レベル、園レベルともに「歯の健康」で全国レベルを下回っており、家庭と連携して改善を図ろうとしている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; アセスメントでアレルギーや基礎疾患の有無を把握し、必要に応じて医師の指示書に沿った対応をしている。アレルギー児への食事提供は、「個人票」を参考に対象児の席を別にしたり食器やトレーの色を替えたりして誤食事故を防いでいる。職員会議等でアレルギー児の周知はなされているが、職員全員への定期的な研修を実施し、誤食事故の防止と事故発生時の適切な対処を完全なものとなされたい。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「保育の全体的な計画」に食育の推進（5領域との相関）を謳い、各年齢別の「中野郷保育園食育計画」を作成している。園庭の畑を利用し、様々な作物を栽培している。子どもが種をまき、苗を植え、育て、収穫して給食の食材として活用している。市の食育活動も積極的に受け入れ、5歳児への栄養教室を行う中で、子どもにも栄養価を学ぶ機会を提供している。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 市の栄養士作成の献立に基づき、2名の調理員が園で調理している。衛生管理のマニュアルに従って安全第一の食事提供を心がけ、出き立ての温かい給食を提供している。季節感や地域性を考慮し、基本の献立をアレンジした行事食を提供することもある。職員配置の関係で、調理員が子どもの食事場面を見る機会が少ない。この点の改善のために、何らかの工夫を講じられたい。		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	①a ・ b ・ c
<コメント> 連絡帳等を活用し、さらに送迎時に子どもの様子を口頭で伝えることで、情報共有は十分に行われている。また、園独自のネット（ベリーノート）での写真、動画配信も実施している。健康診断後の家庭受診の連絡、アレルギーや慢性疾患の情報、基本的な生活習慣、食育等々、子どもの充実した生活を保障するために園と家庭とが緊密な連携を図っている。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	①a ・ b ・ c
<コメント> 朝7時30分から夜7時30分まで、都合12時間に及ぶ早朝・長時間保育や病後児保育の実施など、様々な事情を持つ保護者が安心して働ける環境が整えられている。また、園舎が全面的な新築建替え工事中であり、将来も含め、地域に根付いて保育事業を継続していくという、地域や保護者にとっての安心感も発信している。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	①a ・ b ・ c
<コメント> 市から配付される「虐待防止」のパンフレットを読み合わせ、掲示を行っている。毎年、市の家庭児童支援課職員から虐待等の早期発見やパンフレットの内容について説明を受けていたが、今年度はコロナ禍によって中止となった。そのような中ではあるが、職員は虐待等権利侵害の早期発見のため、日々子どもや保護者の様子、体調、言動、着衣の状態等を注意深く観察している。		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 自己評価を年2回実施しており、職員個々について改善への気づきが得られている。定期的かつ組織的に行われており、職員一人ひとりにとって、育成面での有意義な取組みとなっている。課題は、職員個々が実施したそれらの自己評価を集計・分析し、園としての課題を抽出して改善につなげる事である。この取組みが、職員相互の学びの場となるはずである。		